

松茂町発注の公共工事における現場代理人及び技術者の兼務等の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松茂町公共工事標準請負契約約款等に関する規則（平成14年規則第23号。以下「約款」という。）第10条第3項、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項及び建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき、当面の間、松茂町発注の公共工事における現場代理人の常駐義務の緩和並びに主任技術者及び監理技術者の専任義務の適用の緩和の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐を要しない期間)

第2条 次に掲げる期間において、現場代理人は、工事現場における権限等の行使に支障がないため、常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において、作業等が行われていない期間
(現場代理人の工事現場の兼務要件)

第3条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合、他の工事現場への兼務が可能と認められたときは、同一の現場代理人を配置できるものとする。

- (1) 松茂町内又は工事間直線距離がおおむね10km以内の工事箇所（松茂町が発注する工事以外の工事を含む。）であること。
- (2) 当初請負契約金額が1件当たり3,500万円未満の工事であること。
- (3) 現場代理人が兼務できる工事は、3件までとすること。ただし、災害復旧工事を特定の地域に多数発注する場合は、別途定めることができる。
- (4) 現場代理人の権限行使に支障がなく、監督員と常に連絡が取れる体制を確保できること。
- (5) 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。ただし、前条各号に該当する場合を除く。
- (6) 現場代理人は、営業所の専任技術者とは兼務できないものとする。ただし、第9条各号の要件を満たす場合を除く。

(現場代理人の兼務の手続)

第4条 受注者は、現場代理人を工事現場に兼務配置させようとするときは、次に定める手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他工事の発注者と協議し、各発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合、現場代理人兼務届（様式第1号）及び現場代理人及び主任技術者選任通知書（以下「選任通知書」という。）に必要事項を記入し、提出すること。

- (2) 発注者は、現場代理人兼務届の届出を受けたときは、兼務配置となる工事の発注者に現場代理人兼務届を送付するとともに協議を行い、現場代理人の兼務が可能か確認を行うこと。
- (3) 受注者は、発注者が現場代理人の兼務を認めないときは、速やかに別の現場代理人を専任し、選任通知書を再提出すること。
- (4) 発注者又は受注者は、現場代理人の連絡体制の不備、工事に関係する事故の発生等、現場代理人の兼務に支障があると判断した場合には、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、現場代理人の変更が必要な場合、受注者は、速やかに現場代理人の変更の手続を行うこと。

(専任を要する主任技術者の工事現場の兼務要件)

第5条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合、他の工事現場への兼務が可能と認められたときは、同一の主任技術者を配置できるものとする。

- (1) 松茂町内の工事箇所（松茂町が発注する工事以外の工事を含む。）であること。
ただし、松茂町発注工事以外と兼務する場合は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互の調整を要する工事に限る。
- (2) 監理技術者の専任を要しない工事であること。
- (3) 主任技術者が兼務できる工事は、2件までとすること。ただし、災害復旧工事を特定の地域に多数発注する場合は、別途定めることができる。
- (4) 専任を要する主任技術者は、営業所の専任技術者とは兼務できないものとする。

(主任技術者の兼務の手続)

第6条 受注者は、主任技術者を工事現場に兼務配置させようとするときは、次に定める手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、発注者に主任技術者兼務届（様式第2号）を提出するまでに、兼務となる他工事の発注者に対しても、主任技術者兼務届を提出し、確認を受けること。
- (2) 受注者は、総合評価落札方式の場合は落札候補者となった時点で主任技術者兼務届を発注者に、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日及び祝日等を除き10日以内に主任技術者兼務届を発注者に提出し、確認を受けること。

(専任を要する監理技術者の工事現場の兼務要件)

第7条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合、他の工事現場への兼務が可能と認められたときは、同一の監理技術者を配置できるものとする。

- (1) 松茂町内の工事箇所（松茂町が発注する工事に限る。）であること。
- (2) 当初請負契約金額が1件当たり2億円未満の工事であること。
- (3) 監理技術者が兼務できる工事は、2件までとすること。
- (4) 災害復旧工事又は維持工事（24時間体制での応急処理工、緊急巡回等が必要な工事）でないこと。
- (5) 監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置できること。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会い等の職務を適正に遂行できること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、施工計画書等で明らかにすること。

(監理技術者の兼務の手続)

第8条 受注者は、監理技術者を工事現場に兼務配置させようとするときは、次に定める手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、発注者に監理技術者兼務届(様式第3号)を提出するまでに、兼務となる他工事の監督員等に対しても、監理技術者兼務届を提出し、確認を受けること。
- (2) 受注者は、総合評価落札方式の場合は落札候補者となった時点で監理技術者兼務届及び監理技術者補佐選任(変更)通知書を発注者に、契約後又は工事途中で監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合はその変更する日から土曜日、日曜日及び祝日等を除き10日以内に監理技術者兼務届を発注者に提出し、確認を受けること。

(営業所の専任技術者と現場代理人の兼務要件)

第9条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合、営業所の専任技術者と現場代理人の兼務が可能と認められたときは、同一の者を配置できるものとする。

- (1) 営業所と工事箇所が松茂町内の松茂町が発注する工事であること。
- (2) 当該営業所において、請負契約が締結された工事であること。
- (3) 当初請負契約金額が1件当たり3,500万円未満の工事であること。
- (4) 営業所の専任技術者と現場代理人が兼務できる工事は、2件までとすること。ただし、災害復旧工事を特定の地域に多数発注する場合は、別途定めることができる。
- (5) 当該営業所の専任技術者と工事現場の間で常時連絡を取れる体制にあること。
- (6) 主任技術者の専任を要しない工事であること。

(営業所の専任技術者と現場代理人の兼務の手続)

第10条 受注者は、営業所の専任技術者を工事現場の現場代理人に兼務配置させようとするときは、次に定める手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、営業所の専任技術者と現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他工事の各主任技術者等と協議し、営業所の専任技術者と現場代理人の兼務が可能と認めた場合、現場代理人兼務届及び選任通知書に必要事項を記入し、提出すること。
- (2) 発注者は、現場代理人兼務届の届出を受けたときは、兼務配置となる工事の監督員に現場代理人兼務届を送付するとともに協議を行い、営業所の専任技術者と現場代理人の兼務が可能か確認を行うこと。
- (3) 受注者は、発注者が営業所の専任技術者と現場代理人の兼務を認めないときは、速やかに別の現場代理人を選任し、選任通知書を再提出すること。
- (4) 発注者又は受注者は、現場代理人の連絡体制の不備、工事に関係する事故の発生等、営業所の専任技術者と現場代理人の兼務に支障があると判断した場合には、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、現場代理人の変更が必要な場合、受注者は、速やかに現場代理人の変更の手続を行うこと。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。